サービスを利用するまでの流れ (自立支援給付の場合)

1 相談



2 利用申請

ご本人やその保護者が、必要なサービスを選択し、市の窓口(本庁・各支所)に申請をしましょう。

3 調査

市の職員が、現在の生活や障がいの状況などについて調査します。

4 **障がい支援区分の判定** * 介護給付(区分の判定が必要な場合)のみ

③の調査結果をもとに一次判定を行います。 その後、審査会(月1回)で、一次判定結果 と医師の意見書などをもとにした二次判定 を行い、『障がい支援区分」が認定されます。

「障がい支援区分』とは

障がいの特性や心身の状態に合わせて、必要とされている支援の度合いを示すものです。区分1~6に分けられ、この区分を目安にして、利用できるサービスの内容や量などが決まります。

5 サービス等利用計画案の提出依頼

市が指定特定相談支援事業者(別添【指定相談支援事業所一覧】参照)に、サービス等利用計画案の作成を依頼します。

指定特定相談支援事業者の相談支援専門員がサービスの利用意向を聞き、状況 に合わせた利用計画案を作成します。申請者(利用者)は計画案を市に提出します。

6 支給決定

障がい支援区分やサービス等利用計画案をも とに、サービスの支給が決定され、『支給決定通 知』と『受給者証』が交付されます。



『受給者証』とは

障がい福祉サービスを利用するのに必要な情報が記載されたものです。サービス提供事業者に提示します。

7 サービス等利用計画の作成

支給決定が行われた後、指定特定相談支援事業者は、サービス担当者会議を開いて実際に利用することになるサービス利用計画を作成します。

8 事業者との契約

申請者(利用者)は、障がい福祉サービス提供事業者を選択して利用の契約を行います。

9 サービスの利用開始

申請者(利用者)は、利用する事業所に受給者証を提示し、利用計画にそったサービスを利用します。

10 モニタリング

一定期間ごとに、相談支援専門員がサービス内容が適切かどうかの検証(モニタリング) を行い、状況に応じてサービスの見直しを行います。